

平成 20 年第 4 回定例会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 20 年 12 月 8 日（月曜日）

平成 20 年第 4 回定例会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 20 年 12 月 8 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分開会

議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 7 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 8 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市水道事業会計決算の認定について  
認定第 9 号 (第 3 定) 平成19年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 6 号 (第 3 定) 富良野市農業及び農村基本条例の制定について
- 日程第 5 所管事項に関する委員会報告  
調査第 3 号 地球温暖化防止対策について  
調査第 4 号 開放型病床について  
都市事例調査
- 日程第 6 議員派遣に関する報告
- 日程第 7 議会改革特別委員会報告
- 日程第 8 監査委員報告 (例月出納検査結果報告 平成 20 年度 8 月 ~ 10 月分)
- 日程第 9 議案第 1 号 ~ 第 14 号 (提案説明)

出席議員 (17 名)

議長	18 番	北 猛 俊 君	副議長	17 番	日 里 雅 至 君
	1 番	佐 々 木 優 君		2 番	宮 田 均 君
	3 番	広 瀬 寛 人 君		4 番	大 栗 民 江 君
	5 番	千 葉 健 一 君		6 番	今 利 一 君
	7 番	横 山 久 仁 雄 君		8 番	岡 本 俊 君
	9 番	穴 戸 義 美 君		10 番	大 橋 秀 行 君

11番 覚 幸 伸 夫 君

13番 東 海 林 孝 司 君

12番 天 日 公 子 君

14番 岡 野 孝 則 君

16番 東 海 林 剛 君

欠席議員（1名）

15番 菊 地 敏 紀 君

説明員

市 長 能 登 芳 昭 君

総 務 部 長 細 川 一 美 君

経 済 部 長 石 田 博 君

看護専門学校長 登 尾 公 子 君

総 務 課 長 松 本 博 明 君

企 画 振 興 課 長 鎌 田 忠 男 君

教育委員会教育長 宇 佐 見 正 光 君

農業委員会会長 藤 野 昭 治 君

監 査 委 員 松 浦 惺 君

公平委員会委員長 島 強 君

選挙管理委員会委員長 藤 田 稔 君

副 市 長 石 井 隆 君

保 健 福 祉 部 長 高 野 知 一 君

建 設 水 道 部 長 岩 鼻 勉 君

保健福祉部参事監 中 田 芳 治 君

財 政 課 長 清 水 康 博 君

教育委員会委員長 児 島 応 龍 君

教育委員会教育部長 杉 浦 重 信 君

農業委員会事務局長 大 西 克 男 君

監査委員事務局長 中 村 勇 君

公平委員会事務局長 中 村 勇 君

選挙管理委員会事務局長 古 東 英 彦 君

事務局出席職員

事 務 局 長 藤 原 良 一 君

書 記 日 向 稔 君

書 記 渡 辺 希 美 君

書 記 鷓 飼 祐 治 君

書 記 大 津 諭 君

午前 10 時 00 分 開会  
(出席議員数 17 名)

## 開 会 宣 告

議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成20年第4回富良野市議会定例会を開会いたします。

## 開 議 宣 告

議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指定

議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指定を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

佐々木 優 君  
東海林 剛 君  
宮田 均 君  
岡野 孝 則 君  
広瀬 寛 人 君  
東海林 孝司 君  
大栗 民 江 君  
天日 公 子 君

以上、8名の諸君を指定いたします。

なお、本日の署名議員には

佐々木 優 君  
東海林 剛 君

を御指名申し上げます。

## 諸 般 の 報 告

議長(北猛俊君) 事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第1号から議案第14号までは、あらかじめ配付のとおりでございます。

次に、議会及び監査委員より提出の事件につきましては、本日御配付の議会側提出件名表に記載のとおり、議長にそれぞれ提出がございました。このうち、調査の終了いたしました事件につきましては、報告書として御配付のとおりでございます。

次に、市長より行政報告の申し出があり、その概要に

つきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、議長の閉会中の主な公務につきましては、議長報告といたしまして、本日委員会のとおりでございます。

朗読は慣例により省略させていただきます。

次に、本定例会の説明員につきましては、別紙名簿として配付のとおりでございます。

最後に、本日の議事日程につきましても、お手元に配付のとおりでございます。

## 日程第2 会期の決定

議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長岡本俊君。

議会運営委員長(岡本俊君) -登壇-

議会運営委員会より、12月1日に告示されました平成20年第4回定例会が、本日開催されるに当たりまして、12月5日に議会運営委員会を開催し、審議いたしました結果について御報告申し上げます。

本定例会に提出されました事件数は、32件でございます。うち、議会側提出事件は18件で、その内訳は、付託審査案件10件、事務調査報告2件、都市事例調査報告1件、議員派遣に関する報告1件、特別委員会報告1件、月例出納検査結果報告3件でございます。

市長よりの提出事件は14件で、その内訳は予算5件、条例2件、その他7件でございます。

事件外といたしまして、市長の行政報告及び議長報告がございました。

次に、運営日程について申し上げます。

本会議第1日目の本日は、会期の決定後、市長の行政報告を受け、次に、平成20年第3回定例会で決算審査特別委員会に付託の認定第1号から認定第9号、並びに経済建設委員会に付託の議案第6号の審議を願います。

次に、所管事項に関する委員会報告、都市事例調査報告、議員派遣に関する報告、特別委員会報告、監査委員報告を受けます。

次に、議案第1号から議案第14号の提案説明を受け、第1日目の日程を終了いたします。

12月9日、10日、11日、12日は、議案調査のため、12月13日、14日は休日のため、それぞれ休会といたします。

本会議第2日目、12月15日、第3日目、12月16日は、市政に関する一般質問を行い、これを終了いたします。

12月17日、議案審査のため休会といたします。

本会議4日目、12月18日は、議案第1号から議案第14号の審査を願うことで申し合わせをしております。

最後に、追加議案のある場合は、順次審議を願い閉会中の諸手続をいたしまして、本定例会を終了いたします。

次に、議案外の運営につきまして申し上げます。

請願、意見案、調査等につきましては、12月15日の日程終了時までとすることで申し合わせをしております。

以上、平成20年第4回定例会の会期は、本日12月8日から12月18日までの11日間とすることで、委員会の一致を見た次第であります。

議員、理事者各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告といたします。

以上です。

議長（北猛俊君） お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本定例会を運営し、会期は、12月8日から12月18日までの11日間とし、うち、9日から12日まで及び17日は議案調査のため、13日、14日は休日のため、それぞれ休会したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、ただいまお諮りのとおり、本日から11日間と決定いたしました。

## 行政報告

議長（北猛俊君） この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

市長（能登芳昭君） -登壇-

行政報告をいたします。

1件目は、地域再生計画の認定についてであります。

平成20年9月19日、地域再生法第5条の規定に基づき、認定申請をしておりました地域再生計画、外国人観光客、長期滞在型観光推進計画が11月11日、内閣府より認定されました。

本計画は、富良野広域圏の行政や観光協会、農業団体、経済団体などが一体となり、質の高い、観光サービスや接客対応ができる人材を育成し、通年、長期滞在型国際観光地域を目指すとともに、優れた地域資源である農畜産物を活用した地域特産品の開発と、ブランド化を推進することにより、地域の活性化と雇用促進を図ろうとするものであります。

なお、計画期間は、平成20年11月から平成24年3月までの3年5カ月間です。

2件目、中心市街地活性化基本計画の認定についてです。

平成20年10月8日、中心市街地の活性化に関する法律第9条の規定に基づき、認定申請をしておりました富

良野市中心市街地活性化基本計画が、11月11日、内閣府より認定されました。

本計画は、まちの縁側づくりになる地域経済のパイの拡大と、商店街のにぎわいの創出及び利便性、機能性に富む集合住宅建設によるまちなか居住の促進を基本方針といたしまして、中心市街地77ヘクタールを対象に、病院跡地の活用等によるにぎわい、生活拠点の整備やソフト事業の展開をふらのまちづくり株式会社を中心とした民間主体で取り組むことで、市民、観光客を、中心市街地に引き込み、賑わいの回復を目指すものであります。

なお、計画期間は平成20年11月から平成26年3月までの5年5カ月間です。

3件目、要望運動についてです。

一つ、地域高規格道路旭川十勝道路の整備促進についてです。

旭川十勝道路整備促進期成会会長として、11月4日に北海道開発局、旭川開発建設部に対し、また、13日、14日には、国土交通省、財務省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、道路予算の確保、旭川十勝道路の既指定整備区間富良野道路の整備促進、既指定調査区間旭川市から美瑛町、富良野道路の一部の整備区間への早期指定、加えて、未指定区間美瑛町から中富良野町、富良野市から占冠村の調査区間への早期指定について要望してまいりました。

2、上川地方総合開発に関する事業の推進についてです。

上川地方総合開発期成会副会長として、11月13日に国土交通省、財務省、6区及び管内選出衆議院議員に対し、平成21年度上川地方総合開発に関する事業の推進について要望してまいりました。

3、富良野市の観光振興についてです。

富良野市における国内外観光客の誘客及び長期滞在型観光の推進に向け、11月14日に、国土交通省及び財務省に対し、平成21年度観光庁予算の確保について要望してまいりました。

以上であります。

議長（北猛俊君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

## 日程第3

認定第1号（第3定）平成19年度富良野市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号（第3定）平成19年度富良野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第3号（第3定）平成19年度富良野市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号（第3定）平成19年度富良野市

老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5号(第3定) 平成19年度富良野市  
公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

認定第 6号(第3定) 平成19年度富良野市  
公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

認定第 7号(第3定) 平成19年度富良野市  
簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

認定第 8号(第3定) 平成19年度富良野市  
水道事業会計決算の認定について

認定第 9号(第3定) 平成19年度富良野市  
ワイン事業会計決算の認定について

議長(北猛俊君) 日程第3、前回より継続審査の認  
定第1号から認定第9号まで、以上9件を一括して議題  
といたします。

本件9件に関し、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長千葉健一君。

決算審査特別委員長(千葉健一君) -登壇-

決算審査特別委員会から御報告を申し上げます。

第3回定例会において継続審査の付託を受けた認定第  
1号から認定第9号の平成19年度富良野市一般会計歳入  
歳出決算ほか、各会計歳入歳出決算につきましては、9  
月24日に審査日程、資料要求の検討及び決算内容につ  
いて会計管理者から総括的に説明を受け、11月12日、13  
日、14日の3日間にわたり、各所管部ごとの審査を行  
いました。

質疑の中では、各会計全般にわたり幅広い質疑が行わ  
れました。

また、11月14日には3日間にわたる審査の内容を踏  
まえ、今後の委員会の進め方を協議の結果、さらに理事  
者との意見交換が必要との判断に立ち、11月21日に、  
日程を設けたところであります。

意見交換におきましては、救急医療体制や職員研修事  
業など、5項目にわたり意見交換を行いました。

それぞれの項目において、厳しい財政事情の中、少な  
い財源で最大の結果を目指し、目標とする身の丈に合っ  
た事業執行に努められており、今後の取り組みに期待す  
るところであります。

これらの内容から、審査結果につきましては、認定第  
1号から認定第9号までの9件につき、全会一致で認定  
すべきものと決した次第であります。

以上申し上げます決算審査特別委員会報告といたし  
ます。

議長(北猛俊君) ただいまの報告に関し、質疑ござ  
いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) ないようですので、委員長の報告  
に対する質疑を終わります。

討論の申し出ございますか。ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 申し出がございませんので、これ  
より、認定第1号、平成19年度富良野市一般会計歳入歳  
出決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決し  
ました。

次に、認定第2号、平成19年度富良野市国民健康保険  
特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。  
お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決し  
ました。

次に、認定第3号、平成19年度富良野市介護保険特別  
会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決し  
ました。

次に、認定第4号、平成19年度富良野市老人保健特別  
会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決し  
ました。

次に、認定第5号、平成19年度富良野市公設地方卸売  
市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いた  
します。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第6号、平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、平成19年度富良野市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第8号、平成19年度富良野市水道事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定第9号、平成19年度富良野市ワイン事業会計決算の認定について採決いたします。

お諮りいたします。

本件に関する委員長報告は認定すべきものであります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって本件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第4

##### 議案第6号(第3定) 富良野市農業及び農村基本条例の制定について

議長(北猛俊君) 日程第4、前回より継続審査の議案第6号、富良野市農業及び農村基本条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員会の報告を求めます。

経済建設副委員長千葉健一君。

経済建設副委員長(千葉健一君) -登壇-

富良野市農業及び農村基本条例の制定について、経済建設委員会より報告を申し上げます。

経済建設委員会より、平成20年度第3回定例会において付託となった議案第6号、富良野市農業及び農村基本条例の制定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

本条例は、今後も、将来にわたって良質な食料を安定供給できる農業構造を構築し、農村を維持していくため、さらに富良野市農業を取り巻く急激かつ大きな情勢の変化に対応するため、農業に関わる者の責務、役割を明確にした上で、関係者が一丸となり、課題に的確かつ集中的に対応していくために、これまでの富良野市農業振興条例にかわり、制定するとしています。

その内容は、第1章は、第1条から第88条まであり、目的、定義、基本理念、関係者の責務と役割についてを規定しています。

第2章は、第9条から第13条までで、基本計画、施策についての基本的な事項、基本的施策について規定しており、第3章は、第14条から第19条で富良野市農政審議会の設置について規定するものです。

次に、第4章は、第20条で施行に關しての規則への委任規定で、附則については、施行日を規定するものと、富良野市農業振興条例及び富良野市農政審議会条例を廃止するものとなっています。

本委員会では、担当部局に本条例の逐条解説の提出と説明を求め、条文に沿って慎重に審議を進めてきました。

審査を進める中で、本条例の制定後に關わる農業計画の骨格についても資料を求め、本市農業について議論がされました。

また、特に議論が集中し質疑、あるいは要確認とされた点については、さらに担当部局に説明を求め、意見交換も行ってきたところです。

質問、確認事項としては、第1条の目的の中の良質な食料というくだりの良質という文言をはじめ、9点ほど挙げられましたが、委員会では、担当の説明、意見交換において、基本的な見解をはじめ条例の内容について一定の見解が示されたことにより、懸念される点などはほぼ解消したところです。

ただし、前段の第1条目的の中の良質という文言の説明では、当然その中には、安全、安心という意味合いも含んでおり、あえてこの言葉は入れていないということでしたが、その後の委員会において意見として、富良野の農業をイメージするときに、また、富良野全体の規範としてつくり上げるときに、食に対する安全ということを明確にし、第三者が見てすぐに認識できるようにする

ことが大事であるということが強く出されましたが、委員会としては、条例であるため、あえて広義な意味でとらえ、このことはむしろ、今後策定が予定されている農業計画などの中に、具体的施策として網羅すべきであるとし、本条例の文言は原案どおりといたしました。

委員からは、このことを審査結果報告の中に入れていただければ了解するとの見解も示されたことから、委員会では一定のまとまりを見たところです。

よって、議案第6号、富良野市農業及び農村基本条例の制定については、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げまして、経済委員会からの報告といたします。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） はい、最近起きているいろいろなさまざまな食に関する事件事故がたくさん多発しております。

そういうことから考えますと、食に対する不安が国民全体に広がっているということを見ると、やはり食の安全という立場から、消費者の立場っていうことをもう少し考慮した条例が必要ではないのかなというふうな感じを持っております。

そういう点について、議論経過をお伺いしたいと思います。

もう1点は同じように、消費者の目線もちろん、農業やっているみずからもそうなんでしょうけれども、環境問題が非常に大きな最近、課題になっておりますけれども、その点についても議論経過についてお知らせをしたいと思います。

議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済建設副委員長千葉健一君。

経済建設副委員長（千葉健一君） -登壇-

佐々木議員の質問に答弁をいたします。

議員も傍聴されておられましたように、審査の議論経過につきましては、報告書のとおりでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（北猛俊君） よろしいですか。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） いまお話のとおり傍聴させていただきましたので、議論経過ほぼ承知はしていますけれども、それらの先ほど言いましたように安全性の問題、環境問題などを含めて、いろいろこの条例に不足する点があるというふうに考えておりますので、後で御意見を申し上げます。

議長（北猛俊君） 答弁よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） それでは、討論ございますか。

（「討論あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 討論ございますので、ここで10分間休憩させていただきます。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。討論の申し出は1名であります。

ただいまより討論を行います。

1 番佐々木優君。

1 番（佐々木優君） -登壇-

議案第6号、富良野市農業及び農村基本条例の制定について、原案どおり可決すべきとの委員会報告に対し、反対を表明し、討論を行います。

3年前、平成17年第3回定例会において、農業振興条例について制定から30年が経過し、社会的環境の変化、将来に向けて農業に課せられている問題は大きく変化している。あらゆる方向から検証し、新たな富良野農業の指針となるべき条例に改正する必要があるとの質問をいたしました。

この質問に対し、農業を取り巻く状況の変化、農業の国際化や世界食糧需給の不安定化、また国内での食料の安全に対する不信や多面的機能に対する期待など、変化への早急な対応が必要であり、本市農業が基幹産業として、消費者の理解や環境に配慮した農業推進及び地産地消や食農教育など包括的な指針として今後、農業者など市民の意見を参考にしながら、また、農業計画後期5カ年計画の推移を見ながら条例改正の検討を行っているとの答弁がありました。

これ以後、最近の状況を見ても、世界的な規模で起きている地球温暖化、気候変動によって、農産物の生産量が減収しています。

そのため、農産物の輸出を禁止、規制する国も出はじめ、世界的な食糧危機が既に始まっています。国内では、繰り返し行われた食品の偽装事件や輸入食品の毒入りギョーザや汚染米など、人命に関わる重大事件も多発しています。消費者の食に対する不安は増大するばかりです。

一連の事件を教訓に多くの国民、消費者は、安ければ良しではなく、自国で生産され、安心して食べられる食料を強く望んでいます。

こうした期待にこたえる生産現場としての農村にならなければなりません。しかし、農村では一向に離農、高齢化、後継者不足に歯どめがかからず、その期待にこたえる現状にはありません。

こうしたことを配慮すれば、考慮すれば、条例の中心は圧倒的多数である消費者の目線に立って、富良野市の



農業を創造することです。食に対する安全、食の安全に対する不信や、多面的機能に対する期待への対応、基幹産業として、消費者の理解や環境に配慮した農業推進、地産地消、食農教育など、包括的な指針となる条例とすべきです。

反対の理由は述べたように、条例の柱となるべき消費者の目線で構成されていない点、以前に答弁、以前の答弁内容が生かされていないこと。現条例である農業振興条例との違いが明確にされていないことなどがあります。

特に、市長の目指す農村観光、観光都市形成のかかわりや整合性などの視点から考えても、観光に対する農村の役割、また、地球環境問題に特別に配慮し、CO2削減に効果がある林業も含めた内容を明確に示す条例とならなければならないと思います。

さらに重要な点は、安全安心をどのように消費者にしっかりと伝えるのか。また生産現場でも、安全、安心をどのように図っていくのか。

しかし、条例第1条の目的、第3条の基本理念にも安全、安心の文字はありません。全項20条のうち、後半の13条に記されてあるだけです。

委員会報告では、良質という文言の説明の中で、当然その中に安全、安心の意味合いが含まれていることで了承し、農業計画などの中で具体的施策として網羅すべきであるとしております。

良質とは、品物の性質が良いこと。もちろん、大きな意味でとらえれば、安全、安心も含まれると誤解してはなりません。農業者や農産物を、商品として扱う人たちから見れば、商品の価値として理解できるでしょう。

しかし、消費者から見て、良質イコール、安全、安心と理解することは困難です。

食料は国民の命を次の世代につなぎはぐくむものです。生命の維持のために欠くことのできない重要なものです。工業製品との違いを明確に表現する必要があります。

それゆえに、安心、安全が良質に置き換えてはならない大きな理由です。

繰り返しになりますが、富良野市の農業は、安全で安心な食料を消費者に責任を持って供給することで、多くの消費者に支えていただきながら、相互関係をしっかりと築いていくことでこそ、発展するものです。

富良野から発信すべきは、平成5年1月22日に議決された食と自然を守る都市宣言です。

ここには農林業を基幹産業として、さらに、農村観光を加えた複合都市を目指すこと。国民に安全な食料を供給し、環境、国土保全さらに、自給体制の確立の重要性、輸入自由化反対などもしっかりと明記してあります。

消費者、観光客を含めた多数の人たちに対し、富良野農業は何を提供できるのか。安心、安全や環境問題にど

のように対応していくのか。

これらを再び精査し、よりよい条例になることを心から願い反対討論といたします。

議長（北猛俊君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員会の報告は、原案のとおり可決すべきものであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

本件につき、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（北猛俊君） 御着席ください。

起立多数であります。

よって本件は、委員会報告のとおり可決することに決しました。

#### 日程第5 所管事項に関する委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第5、前回より継続調査の所管事項に関する委員会報告を議題といたします。

順次、委員長の報告を求めます。

最初に、調査第3号について、総務文教委員長東海林剛君。

総務文教委員長（東海林剛君） -登壇-

総務文教委員会より、調査第3号、地球温暖化防止対策についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。少し長いですがけれども、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の取り組みの現状と課題の把握に努め、また先進地における都市事例調査を実施し、さきの第3回定例会において、それまでの経過について中間報告を行ったところであります。

本市では平成13年4月に、富良野市環境基本条例が施行され、この基本理念を実現するために、富良野市環境基本計画を策定しております。

さらに、人為的に排出される温室効果ガスの排出量を削減する目的で、環境基本計画の個別計画として位置づけられているのが、富良野市地球温暖化防止計画であります。

本市は、ごみの分別リサイクル率は全国的に極めて高い水準にあり、地域の約70%が森林で自然環境に恵まれていることもあり、温室効果ガスの排出に対する意識や地球温暖化がもたらす地球環境の危機に対する実感は、薄いの現状であります。

温室効果ガスの排出は、市民の日常生活や事業活動など、あらゆる社会活動に起因することから、市民、事業者、市がそれぞれの役割や取り組みについて理解し、日常的な環境対策行動に結びつく推進体制が重要であり、実効性のある対策に向け、何が必要であるかという点を論点に、委員会として調査を進めてきたところであります。

議論においては、太陽光発電を初めとした化石燃料代替エネルギーに関することから、日常生活における地球温暖化防止対策まで9回の委員会を開催し、多岐にわたる議論を行ってまいりました。

化石燃料の代替エネルギーに関しては太陽光発電などがありますが、実際に太陽光発電が、本市の日照を初めとした気象条件に適合するか、景観が失われる恐れはないかなどの課題があります。

また、積雪寒冷地である本市の気候特性を活用した雪冷房などの利雪や、小規模水力発電所の実施などの議論が行われました。

これらの施設については、運用時における温室効果ガスの排出抑制効果は認められるものの、行政単独の実施は困難と思われることから、官民協働や民間参入にある実用化のほか、既に道内の他市町村で実施、または実証試験中の情報を収集し、大規模、小規模問わず、本市への導入の可否を検討するための調査研究が必要と思われます。

日常生活における地球温暖化防止対策については、本市では、車による移動が日常的に行われ、生活習慣化している実態であり、これらの習慣を変えるためには、地球温暖化防止対策の必要性に関する意識づけが重要であるとともに、さきの都市事例調査における1%節電運動を目標に100回の自動車使用のうち、1回でも使用しないことを実践することで、地球温暖化防止対策への意識を高めることができると推測されます。

さらに、先ごろまで続いていた石油価格の高騰による節約行動や、市内小売店で開始された買い物袋の有料化は、経済面から地球温暖化防止対策を進める方法として評価することができます。

また、新技術の積極的活用としては、先に述べた太陽光発電とは別に、発光ダイオードや各種センサーの活用が注目されております。

発光ダイオードは、蛍光灯や白熱電球と比べ消費電力が少なく、長寿命である長所の反面、高価であるなどの欠点もあります。

近年はこれらの欠点を解決して、地球温暖化防止に向けた照明の光源としてその活躍が期待されております。

具体的な活用事例として、都市事例調査で訪れた坂戸市に設置されていたハイブリット街路灯があります。

ハイブリット街路灯は、街路灯自体の電源を街路灯の

電源となっている風力発電と、太陽光発電で確保しているため、運用時における温室効果ガスの排出抑制効果が高く、地球温暖化防止対策となるものでもあります。

光源には発光ダイオードを使用しているため、光源交換の間隔が長く交換の回数が減ることにより、交換に伴って高所に上るなどの危険性を少なくできるほか、街路灯単体で電源が確保されているため、電源配線などの工事が不要。停電時においても点灯が可能であるなど、地球温暖化防止対策以外の効果も認められます。

このため、発光ダイオードについては依然として蛍光灯や白熱電球より高額であるため、導入時における費用は高額となりますが、省電力、長寿命により、使用する場所や分野、他の技術と組み合わせることにより、地球温暖化防止対策に大きな効果があることを知ることができました。

各種センサーなどによる自動点灯や消灯については、新築された住宅などに見られるものの、使用箇所を工夫することにより、消灯忘れによる電力消費を抑制する効果が高いことから、今後における使用箇所の拡大が期待されます。

また、最近発売されている電化製品の多くが省電力をうたっており、特に冷蔵庫などを初めとした家電製品における省電力性能の向上は著しいものであり、メーカーでもこれらの性能をPRし、消費者も購入時の判断材料として用いているものと思われます。

これらのことから、地球温暖化防止対策に向けた取り組みや技術の活用は、その対策に費用がかかるものもありますが、総じて、費用を抑えることができることから、地球に優しいものは家計にも財政にも優しいと言えます。

先の富良野市地球温暖化防止計画には、地球温暖化防止対策に関する多くの方法が示されており、調査の結果、都市や地方に関係なく、地球温暖化防止対策に取り組む方法には差がないとの結論となりました。

しかし、これらの計画について周知がやや不十分であることから、今後において市民に対し、継続的に啓発のための情報提供と、具体的な温暖化防止対策の実施が必要であります。

私たちが子孫が、未来永劫生活し続けるための環境を残すためにも、地球温暖化対策は、早急に取り組まなくてはならない問題であり、この問題から逃れることはできません。

したがって、明日からではなく今日から、今この瞬間から地球温暖化防止対策に取り組むべき必要があるとの認識で、見解の一致を見た次第であります。

よって、次の意見を付して、本委員会の調査報告とさせていただきます。

1 点目、地球温暖化防止対策は計画に基づき、進行管

理や点検体制、外部評価のあり方などを検証し、推進体制の強化を進め、実効ある運用を図ること。

2 点目、計画の進捗状況や実績を公表するとともに、市民の自発的な実践行動や意識改革、生活様式の見直しに結びつく情報提供、啓発活動を積極的に進めること。

3、省電力製品や発光ダイオード、低燃費自動車などの新技術の導入や、本市に適した自然エネルギーの活用について調査研究を図ること、以上、総務文教委員会からの調査報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で総務文教委員長の報告を終わります。

次に、調査第 4 号及び都市事例調査について。

保健福祉委員長今利一君。

保健福祉委員長（今利一君） -登壇-

保健福祉委員会より、事務調査第 4 号、開放型病床についての調査の経過と結果について報告いたします。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、開放型病床の導入経過から、運営までにおける状況と課題の把握に努め、さきの第 3 回定例会において、これまでの経過について中間報告を行ったところであります。

開放型病床は、高齢化社会の中にあつて、在宅医療や在宅介護の促進充実のためには、かかりつけ医と病院の役割、機能分担が必要であり、医療を病院完結型から地域完結型に移行することを目的として、国の医療政策として進めてきました。

この開放型病床は、地域センター病院に設けられており、あらかじめかかりつけ医が、介護型病床を利用する趣旨に賛同し、医師を通じて開放型病床利用の登録医になることが開放型病床利用の前提であり、本市においては、かかりつけ医の多くが登録医として登録されているところであります。

開放型病床の利用の流れとしては、登録医の医療機関を受診した患者を診察した後、その患者が、患者の症状が入院による治療が必要と登録医が認めたとき、患者に対し、開放型病床へ入院することの承諾を得て、地域センター病院の連絡担当医へ連絡の後、地域センター病院の地域医療推進室へ、いや連携室へ必要書類の提出を行うものであります。

これらの連絡などの後、患者が開放型病床に入院し、登録医は入院前までの診療情報を地域センター病院に提供するほか、入院中は登録医と連携担当医が診療情報に基づき、共同して診療、治療を行うものであります。

全国的な状況は、詳細については不明であるものの、多くの総合病院で平成 15 年ごろから導入されている傾向にあります。

開放型病床の導入は本市において、地域センター病院の移転改築に伴い、地域医療を充実する観点から、地域センター病院に開放型病床を設置することを同病院改築に伴う基本構想の中で計画されておりました。

この基本構想の内容は、富良野市が属する第 2 次医療圏域では、地域センター病院が 2 次医療の中核医療機関として、圏域の医療ニーズに沿った医療体制の確保、施設の充実が急務とされておりました。

そのために、1 次医療と 2 次医療の連携が急性期医療の円滑な医療体制の構築のために、病病、病診連携が必要とされたものであります。

この連携を強化するため、病院施設の共同利用を促進し、あわせて地域医療の供給体制の整備を行うことにより、保健、医療、福祉、介護の連携を強化し、地域医療の総合的な包括ケアシステムを確立する構想について、地域センター病院、医師会、富良野市、富良野地区広域市町村圏振興協議会が合意したものであります。

運営開始後における利用実態は、移転改築後から平成 20 年 3 月までの紹介患者入院件数は 268 件で、そのうち開放型病床を利用したのは、3 件にとどまっております。

その原因は、登録医の診療科目と入院した診療科目が異なる、いわゆる診療科目の違いによるものであることが一つと、入院日数が短かったことにより登録医と連携担当医との共同診療が行うことができなかったことが挙げられます。

また、登録医の医療関係機関に通院していたものの、救急などにより搬送され、診療情報の提供が求められたことなど、多くの原因は考えられるものの詳細については、医療機関が保有する情報のため、調査を行うことは困難でありました。

委員会は、もう少し利用件数が多いものと予測していたものが、3 件にとどまっていることは、登録医の医療関係の診療を受けた時点で、入院を必要としない程度の症状であり、通院のみの治療で終わっていることも考えられます。

また、患者負担については、社会保険事務局で定められた施設基準を満たした場合に限り、診療報酬の算定を行うことができるため、登録医の医療機関における初診料、地域センター病院における初診料及び入院負担以外は、患者の負担になっていないことがあります。

施設基準については、開放型病床が 5 床以上設置されていることをはじめ、複数の基準が設けられており、特に社会保険事務局の届け出 30 日間における開放型病床の利用率が 2 割以上という基準を超えていないため、社会保険事務局への届け出は行っていない状況であります。

これらの状況から、紹介入院と開放型病床数から見て、開放型病床利用の余地はないかどうか、患者負担はもとより、登録医や地域センター病院の大きな負担にならな

いように、現在実施されている開放型病床の制度を今後とも継続する中で、より利用しやすい制度の実現に向けて、行政を初め、関係機関との連携をより努力されたい。

以上が、事務調査第4号の最終報告といたします。

引き続きまして都市事例調査2件について、御報告申し上げます。

詳細についてはお手元の資料で報告してございますので、ここでは、概略と考察のみを報告させていただきたいというふうに思います。

まずは、埼玉県本条市においての調査でございます。

11月28日、29日、30日に行われました都市事例調査でございますけれども、本庄市においては、次世代育成支援計画に基づいて作成された赤ちゃんの駅の事業によりまして、子育てのアンケートを調査した結果、おむつがえの困難さ、授乳の場所がないことなど、複数の答えが寄せられたことにより、また、埼玉県より地域子育て支援応援タウンの認定を県内5番目に受けたことや、平成20年3月の本庄市議会に本議会における一般質問の中で、公施設をオムツ交換や授乳ができる赤ちゃんの駅として開放したらどうかということから、赤ちゃんの駅の事業を始めたものであります。

この事業をスタートさせた赤ちゃんの駅の事業の中では、三つの項目が定められております。

おむつの交換、赤ちゃんの授乳、それと、ミルクをつくるためのお湯の提供などが上げられているわけであります。

考察といたしまして、今回調査を行った赤ちゃんの駅事業につきましては、公施設、民間問わず設置されていることから、市内に子育てを応援する気運を醸成するための大きな役割を持っていることが考えられます。

一方で、富良野市も、各施設においても、申し出により同様のサービスが受けられると推測されますが、ポスターなど表示がないために、申し出を躊躇させてしまい、子育て世代の精神的な負担となっているものと考えられます。

これらの負担を解消し、安心感を提供することが望まれ、赤ちゃんの駅の事業は、有効なものというふうに考えているところであります。

次に、長野県飯山市について、地域医療についての報告でございます。

長野県は全国的に見て高齢化率が高く、一人当たりの医療総額が少ないという状況にあります。

今回調査を行った飯山市も高齢化率が30%を超える実態であることから、本市の高齢化率が30%を超えた場合における地域医療のヒントが多く見られたことが挙げられます。

具体的には、住民の受診傾向にあるように、早期診療の意識が定着しているほか、無医地区出張診療によって、

診療所が住民のもとへ出向くことにより、病気の早期発見、早期治療が行われるほか、投薬中における住民負担を低減しているわけであります。

さらに、かかりつけ医から飯山赤十字病院との連携が確保されているほか、救急については、すべて飯山赤十字病院で行われるなど、本市とは異なる方法により、病病、病診連携が行われているのが特徴であります。

また、健康管理や病後の対応については、保健指導員制度、無医地区出張診療所に代表される事業により、日常の健康管理や病気の早期発見、病後におけるケアが充実されており、これらの病病、病診連携や各種制度が複合的に機能することにより、入院日数の長期化を防ぎ、医療費の低減に寄与しているものと推測されます。

今回調査を行った内容は、飯山市が行っている事業の一部であります。これらの事業の内容だけでも医療機関と行政、そして、住民との連携と役割分担が適切に行われており、自らの健康は自らで守るの考えが徹底されることが印象的でありました。

以上、保健福祉委員会からの報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で市民福祉委員長の報告を終わります。

以上で、所管事項に関する委員会報告を終わります。

## 日程第6 議員派遣に関する報告

議長（北猛俊君） 日程第6、議員派遣に関する報告を議題といたします。

本件に関し、道外各都市の行政事例調査の結果について報告を求めます。

8番岡本俊君。

8番（岡本俊君） -登壇-

議員派遣に関する都市事例調査を報告いたします。

今回11月4日から、8名の議員で高知市、香南市、今治市の視察を行いました。

目的は、未来の富良野のまちづくりを見据えて、中心市街地の活性化、消費人口引き込みのために、高知市の街路市事業、京都議定書に基づくCO2削減と自然エネルギーの活用による地域循環経済の確立のために、香南市ではメガワットソーラー共同モデル事業について、次に、富良野市の将来を担う子供たち、子育て支援を地域と行政と協力し合う体制づくりを目的に、今治市の子育て支援に関する各種事業について調査を行いました。

高知市の街路市事業に関しては、歴史が古く、1690年、土佐藩主第4代山内豊昌の時代に、藩の政策として場所

と日取りを決め、日取り市が最初で、明治9年の太陽暦採用に伴い、日曜日、曜日市の開催となり、現在の各市の形態が整ったのは昭和に入ってからであります。戦後昭和23年には、市が復活し現在に至っております。

街路市は、高知市の消費経済面において一定の流通機能を果たし、新鮮、安価、市民の憩いの場として、さらに土佐の日曜日市に代表され、歴史と規模は観光資源の役割も果たしております。

平成17年の高知大学の調査では、最大128億円の年間経済波及効果報告もあり、高知市の街路市は、地域経済にとってかけがえのない資源であります。

行政として、専門部署、街路市係を設置し街路占用許可の手续や、検証体制全体の調整役として積極的に関わっております。

水曜日、木曜日を視察いたしました。市民に根差した市、観光資源として重要な資源を実感いたしました。出店者の高齢化、生産農家の担い手不足など、構造的な危機が進行している点が気がかりでありました。

香南市のメガワットソーラー共同モデル事業は、高知県において、年間の日照時間、日射強度ともに全国トップレベルにあることから、合併以前の野市町が平成7年に高知県で第1号の風力発電ソーラー発電の設置に始まり、5年前に小学校で行われました省エネルギー教室推進モデル事業の実施が、大きな転換となり、地域住民の環境問題に取り組む起爆剤になったことが、重要なファクターでありました。

平成16年に地域省エネルギービジョンを策定し、省エネルギー行動に向けた具体的なプランを全世帯と事業所に配布し、平成17年に地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業を行い、同時に、環境学習も行いました。

一般住宅についても、高効率給湯機器と省エネルギー情報機器の組み合わせをしたシステムの導入を図っております。

さらに、京都議定書の温室ガス削減に寄与するために、香南市地球温暖化防止推進計画を策定し、平成18年度にメガワットソーラー共同モデル事業のモデル事業、環境省の事業を有限責任事業組合LLP、よさこいソーラーを設立し、公共施設などに太陽光発電を設置し、余剰電力を四国電力と売電契約を結び、市民生活に密着した取り組みを行っております。

現在は地域エネルギーを策定し、地域エネルギービジョンを策定し、風力発電と森林資源木質バイオマスを活用し、地域循環経済の確立を目指しております。

富良野市も将来、農業、観光、環境そして地域循環、地域経済の循環経済の新たなシステムづくりを志向するならば、カーボンオフセットの考えを背景に、CO2削減を金銭取引に置き換え、自治体の増収まで結びつける視点も必要と認識するものであります。

今治市における子育て支援事業は、子育て課が設置され、保育ニーズの多様化に合わせ、子育て親に対するきめ細やかな14事業にわたるメニューを用意し、育児不安、育児負担の軽減、育児虐待の未然の防止などを目的に、身近な相談窓口の設置や地域NPO、シルバー人材センターなどの活用をし、子育て支援を行っております。少子化時代に社会全体で育てる総意のもとで事業を行う体制を整っております。

特に、マイ保育園事業、対象者は、妊娠中から3歳児までであります。保育園がかりつけ医的機能を持たせ、育児不安の解消を図り、あわせて保育園を子育て支援の拠点と位置づけ、母子手帳交付以降、妊娠中から保育士による子育て相談、講座等の支援を行っております。

また、一時保育、保育所事業への参加、保育園開放などを行い、保育園を身近なものとしております。

富良野市も出生は平成11年以後減少し、平成15年には200人を割り、今年6月までは95人です。

将来の富良野の担い手である子供たち、子供たちを市民、そして各団体の地域力を最大に活用し市民ぐるみ、地域ぐるみの総意のもとで、子育て不安の解消、育児家庭の孤立化防止、児童虐待防止、適切な遊び場の提供、経済的負担軽減など、成熟した子育て環境の取り組みが改めて、大切であるということを確認いたしました。

最後に、11月9日、西脇市友好都市締結30周年記念式典が西脇市で開催され、富良野市民訪問団の皆さんと、民主クラブ訪問団と合流し、富良野市議会訪問団を事務局合わせ16名で結成し、へそのきずなを深め、将来に向けた新たな誓いを両市民の皆さんとともに、和やかな中で交流を深めてまいりました。

なお、都市事例調査に関しましては、詳しくは報告書を一読願うようお願い申し上げます。報告にかえさせていただきます。

以上です。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、以上で議員派遣に関する報告を終わります。

## 日程第7 議会改革特別委員会報告

議長（北猛俊君） 日程第7、前回より継続調査の議会改革特別委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長東海林剛君。

議会改革特別委員長（東海林剛君） -登壇-

議会改革特別委員会より御報告申し上げます。

本委員会は平成19年第2回臨時議会で設置されて以来、

議会のあるべき姿を目指し、その方向性と具体的な取り組みについて議論を重ねてまいりました。

地方議会は、公開の場の審議を通じて利害の調整をする討論と審議の機能と、住民の多様な意見を政策決定に反映させる住民の意見を代表する機能を有するなど、独自の機能を持っております。

しかし、その機能が十分に発揮されていないという批判もあり、さらに、自治体財政の悪化に伴い税金の使途が厳しく問われ、政策の意思決定過程を見えるようにすべきだという声が強くなり、執行機関も議会も一層の情報公開が求められております。

議会は、討論の、討論と審議の機能を強化することとあわせて、住民の多様な意見を反映させる機能を強化することが重要な課題となっております。

本委員会では、開かれた議会、住民参加を進める議会の第一歩として、議会情報の発信力を強化するための取り組みとして、現在まで議会開催の告知ポスターの掲示。これ、平成19年第4回定例会より実施をいたしております。

次に、議会独自のホームページの開設。これについては、本年平成20年9月1日よりスタートいたしました。

三つ目として、ラジオによる代表質問の試験放送。これは、平成20年本年第1回定例会で実施をいたしました。

4番目として議会広報の読みやすい紙面づくり。などに具体的に取り組んでまいりました。

その中で、FMラジオによる議会放送は、仮称、ラジオ市議会、こんにちわ富良野市議会ですというタイトルで、本放送に向けて今後準備を進めてまいります。

第1定については4時間、第2定以後は2時間ずつ延べ10時間の時間枠で、代表質問、一般質問だけではなく、各委員会などの動きや議事をより理解していただくための必要な情報を伝えていくということで意見の一致を見た次第であります。また本定例会において、平成21年度第1回定例会分が補正予算に計上されているところでございます。

当面の課題となっている反問権の取り扱いについては、申し合わせ事項に明文化されている、一般質問中に理事者は、議長の許可上、許可を受け、質問者に質問の本旨を確認することができるという項目を、さらに徹底することで意見が一致し、本定例会の経過を検証して判断をしております。

今後本委員会では、議会の原点に立ち戻り、開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議事を鍵として、住民代表機関として何を活性化していく必要があるのか、その目的のために何を变えるのかをあらためて検討しながら、着実に改革を、着実に改革を進めるための議論を重ねてまいります。

議員各位の一層の御協力をお願い申し上げ、議会改革

特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（北猛俊君） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告は中間報告であり、継続調査を要することであります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件については、継続調査とすることに決しました。

以上で、議会改革特別委員長の報告を終わります。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時29分 開議

議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8 監査委員報告

議長（北猛俊君） 日程第8、監査委員からの報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、平成20年度8月から10月分、3件であります。

本報告3件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（北猛俊君） ないようですので、本報告を終わります。

#### 日程第9

##### 議案第1号～議案第14号(提案説明)

議長（北猛俊君） 日程第9、議案第1号から議案第14号まで、以上14件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

副市長（石井隆君） -登壇-

議案第1号、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第7号は、歳入歳出それぞれ498万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を107億516万3,000円にしようとするものと、債務負担行為の補正5件の追加及び地方債の補正で変更と廃止それぞれ1件ずつでございます。

以下、その概要について歳出から御説明申し上げます。  
22 ページでございます。

一款議会費は、議会運営費で、ラジオ放送委託料の追加から、普通旅費等の減額を差し引きいたしまして、81 万 1,000 円の減額でございます。

二款総務費は、西達布線、老節布線、麓郷線を対象とした準生活交通路線維持対策路線維持費補助金。

麻町線、御料線、ハイランド線を対象とした市生活交通路線維持対策路線維持費補助金、総合行政ネットワーク、LGWAN 運営管理事業費のサービス提供設備共同構築業務と、旧サービス提供設備撤去業務の委託料、住民税法改正に伴う、住民情報システム修正委託料、地方税の電子化に伴う道内市町村によるエルタックス審査システム共同構築業務委託料及び端末パソコンの器具購入費、地方税電子化協議会負担金で、1,294 万 7,000 円の追加でございます。

24 ページから 26 ページ上段でございます。

三款民生費は、燃料高騰に伴う地域福祉センター、デイサービスセンターやまべ、デイサービスセンターいちい、養護老人ホーム寿光園の指定管理料、老人施設入所委託措置費、国の地域介護、福祉空間設備交付金を充当する地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、対象者の増加に伴う特別障害者手当、利用増に伴う日中一時支援委託料、平成 21 年度に策定する次世代育成支援地域行動計画後期に係るアンケート調査に要する臨時事務員賃金等の追加から、財政安定化支援事業分の減額等に伴う、国民健康保険特別会計繰出金、利用状況を勘案しての自立支援給付事業費の減額を差し引きいたしまして 72 万 9,000 円の減額でございます。

26 ページ中段でございます。

四款衛生費は、富良野協会病院における救急医療の集中化緩和対策として、沿線市町村の世帯に配布する小冊子作成の費用に係る富良野地域医療対策協議会負担金、火葬場、墓地運営管理費の燃料費、燃料高騰に伴う看護学校学生寮の指定管理料の追加から、健康増進事業に必要な栄養士の正職員の配置により、不用となった嘱託栄養士賃金の減額を差し引きいたしまして、12 万 7,000 円の減額でございます。

五款労働費は、燃料高騰に伴う労働会館の指定管理料で 6 万 4,000 円の追加でございます。

28 ページでございます。

六款農林業費は、北海道の農地集積推進事業費の増額に伴う文具消耗機材及び印刷代、国から委託を受けて、整備を行う農地情報整備委託料、燃料高騰に伴う自然環境活用センター及び農村環境改善センターの指定管理料の追加から、事業対象面積の確定に伴う農地、水、環境保全向上対策事業負担金、事業費の確定に伴う東郷北部

地区担い手育成畑地帯総合土地改良整備事業負担金、東郷南部地区担い手育成畑地帯総合土地改良整備事業負担金、持続的農業、農村づくり促進特別対策事業負担金の減額を差し引きいたしまして、859 万 3,000 円の減額でございます。

28 ページ下段から 30 ページ上段まででございます。

七款商工費は、燃料高騰に伴う物産センター及び中心街活性化センターの指定管理料の追加から、北海道からの委託事業の確定に伴う、東山富良野停車場線交安施設ほか管理費の減額を差し引きいたしまして、859 万 9,000 円の追加でございます。

30 ページ中段でございます。

八款土木費は、北海道から委託を受けて実施する、駅前広場の除排雪業務委託料の追加から、土木機械車両管理費の文具消耗機材及び印刷代、事業費の確定に伴う北 1 丁目 1 道路改良舗装事業費、国の委託事業であります富良野道路、市道学田 3 区山線道路改良事業費の減額を差し引きいたしまして、1,437 万円の減額でございます。

32 ページから 34 ページでございます。

十款教育費は、育英基金返還金積立金、小学校家庭、家庭科室に設置のガステーブル更新の器具購入費、小学校及び中学校の施設修繕料、小学校の就学援助費、平成 22 年 2 月に本市で開催予定の全国高等学校スキー大会の準備のため、本年度開催地を視察するための普通旅費、小中学校各種競技大会派遣費、派遣補助金、来年 1 月に本市で開催される北海道中学校スキー大会補助金、燃料高騰に伴う屋外体育施設、有料パークゴルフ場及びスポーツセンターの指定管理料などの追加から、育英基金貸付金、経費の確定に伴う山部小学校屋内運動場の設計委託料、中学校の警備委託料及び山部中学校高圧受電設備改修工事費、中学校の就学援助費、富良野地区学校給食組合負担金などの減額を差し引きいたしまして、237 万 4,000 円の追加でございます。

36 ページでございます。

十二款給与と費は、市町村職員共済組合負担金等の負担率の変更等に伴う追加から、一般職給料及び各種手当などの減額を差し引きいたしまして、434 万円の減額でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして 12 ページでございます。

一款市税は、固定資産税の償却資産で、799 万 2,000 円の追加でございます。

八款自動車取得税交付金は、交付状況を勘案し、200 万円の減額でございます。

十款地方特例交付金は、地方特例交付金の交付額確定と自動車取得税及び地方道路譲与税の暫定税率執行による、減収の補てん措置として交付される自動車取得税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時

交付金の追加で、1,302万9,000円の追加でございます。

十一款地方交付税は普通交付税で、地方税と減収補てん臨時交付金の交付決定に伴い、再算定がなされたことによる交付額の変更で493万円の追加でございます。

14ページ上段でございます。

十三款分担金及び負担金は、道営農業生産基盤整備事業負担金で、東郷北部地区担い手育成畑地帯総合土地改良整備事業及び東郷南部地区担い手育成畑地帯総合土地改良事業に係る受益者負担金、353万9,000円の減額でございます。

十四款使用料及び手数料は、市民農園貸付使用料及び産業研修センター使用料で93万2,000円の追加でございます。

十五款国庫支出金は、国庫負担金の特別障害者手当等負担金、国庫補助金の地域生活支援事業費補助金、地域介護福祉空間整備交付金、道路舗装側溝改良工事補助金、住民基本台帳電算処理システム改修費交付金、委託金の富良野地域事業調整等委託金の追加から、国庫負担金の介護給付費負担金、国庫補助金の北1丁目1道路改良舗装工事補助金、委託金の、富良野道路市道学田3区山線道路改良事業委託金の減額を差し引きいたしまして303万円の減額でございます。

16ページ下段から18ページ中段でございます。

十六款道支金は道負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金、道補助金の福祉振興、介護保険基盤整備事業地域政策補助金、社会福祉施設産休等代替職員設置事業補助金、地域生活支援事業費補助金、委託金の個人道民税徴収取扱事務委託金、住生活総合調査委託金、駅前広場除排雪業務委託金の追加から、道負担金の介護給付費負担金、委託金の東山富良野停車場線交安施設ほか管理委託金の減額を差し引きいたしまして、103万2,000円の追加でございます。

十九款繰入金は、財政調整基金繰入金、育英基金繰入金で、2,005万6,000円の減額でございます。

20ページでございます。

二十一款諸収入は育英基金貸付金収入、農地集積推進事業委託金、保育所広域入所委託金の追加から、持続的農業農村づくり促進特別対策事業推進交付金の減額を差し引きいたしまして172万4,000円の追加でございます。

二十二款市債は充当事業の事業費確定に伴う財源調整によるもので、農業生産基盤整備事業債、北1丁目1道路改良舗装事業債で600万円の減額でございます。

戻りまして6ページでございます。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、第2表のとおり、平成20年度山部東山地区コミュニティカー運行事業費、及び平成20年度高齢者医療送迎車運行事業費について、平成21年度の運行に当たり、委託契約業者が乗り合い事業の認可を運行前に取得するため、契約手続

を本年度中に行うもので、限度額をそれぞれ800万円、12万3,000円として定めるものでございます。

平成20年度富良野市日の出町駐車場指定管理料につきましては、公の施設の指定管理者制度に基づく協定書の締結に当たり、平成21年度から平成23年度までの3年間の指定管理料限度額71万2,000円として定めるものでございます。

平成20年度富良野市女性センター指定管理料、平成20年度富良野演劇工場指定管理料につきましては、同じく平成21年度から平成25年度までの5年間の指定管理料をそれぞれ限度額を664万8,000円、1億2,680万円として定めるものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、市債充当事業の事業費確定に伴う財源調整による、農業生産基盤整備事業費の変更、北1丁目1道路改良舗装事業につきましては、起債を廃止するものでございます。

以上、平成20年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第2号、平成20年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2億1,343万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、30億483万9,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

10ページから15ページでございます。

一款総務費は、一般管理費及び賦課徴収費の職員の費目間移動等による給与費に係るもので、差し引きいたしまして、68万4,000円の追加でございます。

二款保険給付費は、一般保険費、もとい、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、出産一時金の追加から、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等療養費の減額を差し引きいたしまして2億5,078万円の追加でございます。

三款後期高齢者支援金等は、今年度の後期高齢者支援金の概算確定に伴うもので、2,772万1,000円の減額でございます。

五款老人保健拠出金は、本年度の老人保健医療費拠出金の概算確定に伴うもので、1,030万4,000円の減額でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6ページから9ページでございます。

二款国庫支出金は、療養給付費等負担金の一般被保険者にかかわる給付費の現年度分及び過年度分精算によるものと、財政調整交付金の普通調整交付金で、1億5,586



万8,000円の追加でございます。

三款療養給付費等交付金は、退職被保険者の給付費の現年度分で2,925万2,000円の減額でございます。

四款前期高齢者交付金は、65歳以上の一般被保険者の給付費の現年度分で7,862万3,000円の追加でございます。

五款道支出金は、一般被保険者の保険給付費による財政調整交付金で、1,563万6,000円の追加でございます。

七款繰入金は、職員給与等繰入金、出産育児一時金等繰入金の追加から、財政安定化支援事業繰入金の減額を差し引きいたしまして927万8,000円の減額でございます。

八款繰越金は前年度繰越金で、184万2,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第3号、平成20年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億7,855万3,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

8、9ページでございます。

一款総務費は、職員管理費で16万8,000円の追加でございます。

四款地域支援事業費は、地域包括支援センター費で9万9,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして6、7ページでございます。

六款繰入金は、現年度分包括的支援事業、任意事業分繰入金、職員給与等繰入金で、26万7,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第4号、平成20年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億6,467万2,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について歳出から御説明を申し上げます。

6、7ページ中段でございます。

一款総務費は、市町村職員共済組合負担金で6万2,000円の追加と財源振りかえでございます。

二款後期高齢者医療広域連合納付金は、保健基盤安定負担金の確定による保険料等納付保険料等納付金で、271万円の追加と財源振替でございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

同じく6、7ページ上段でございます。

二款繰入金是一般会計繰入金で、277万2,000円の追加でございます。

以上よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第5号、平成20年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第1号は、収益的収入から279万4,000円減額し、収入予定額を4億1,680万6,000円とし、収益的支出から279万4,000円減額し、支出予定額を4億1,680万6,000円にしようとするものでございます。

以下、その概要について御説明を申し上げます。

4ページでございます。

収入の一款水道事業収益は、営業収益で水道料金収入の減少見込みによる279万4,000円の減額でございます。

次に、6ページでございます。

支出の一款水道事業費用は人事異動等による費目間異動の職員給与費で、279万4,000円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第6号、富良野市地域会館設置条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市扇山地区公民館を廃止し、地域会館にしようとするため、条例を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、条例第2条の地域会館の名称及び位置の規定に、扇山公民館を追加し、条例の改正附則において、富良野市公民館設置条例の一部を改正し、扇山地区公民館に関する規定を削るものでございます。

なお、条例の施行日については、平成21年4月1日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第7号、富良野市建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本件は、耐震偽装事件に端を発した不適格建築物の、未然防止に対する社会要望にこたえ、平成19年6月に改正建築基準法が施行され、建築確認審査が厳格化されました。

このことから、審査の項目が増え、審査に要する時間が大幅に増加したため、建築確認申請等に要する手数料を適正な単価とする必要があることから見直しを行い、改正しようとするものであります。

また、道路の位置指定申請手数料につきましては、前回の改正時に激変緩和措置として、申請に要する手数料を2分の1に押さえておりましたが、緩和措置を改善、いや解除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、平成21年4月1

日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 8 号、指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

本件は、富良野市女性センター設置条例第 3 条の規定に基づき、富良野市女子、女性センターの管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理者予定者として富良野消費者協会を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理者予定者として選定に至る経過を、別紙資料として配布してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 9 号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野市駐車場条例第 3 条の規定に基づき、富良野市日の出町駐車場の管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理者予定者として株式会社富良野振興公社を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理予定者として選定に至る経過を、別紙資料として配布してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 10 号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、富良野演劇工場設置条例第 3 条の規定に基づき、富良野演劇工場の管理に係る業務を指定管理者に行わせようとするもので、指定管理者予定者として特定非営利活動法人富良野演劇工房を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間としようとするものでございます。

なお、指定管理者予定者として選定に至る経過を、別紙資料として配布してございますので、参考としていただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 11 号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について、御説明を申し上げます。

本件は、市道東 4 線から市道東 5 線、市道東雲通りか

らベベルイ川に囲まれた字南大沼の 2 の一部区域で、平成 15 年に民間会社により、宅地造成分譲された都市計画用途地域第 1 種低層住居専用地域で、この区域を市街化区域として住居表示区域に編入し、区域の住居表示の方法を街区方式により実施しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 12 号、町の区域の新設及び変更について御説明を申し上げます。

本件は、議案第 11 号で御説明いたしました字南大沼の 2 の一部区域の住居表示実施に伴い、住民の利便と円滑な行政執行を目的に、この区域の町名を東雲町として町の区域を新設するもので、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、町の区域の変更につきましては、民間会社により宅地造成が行われた緑町 22 番を、円滑な行政執行を目的に、緑町 22 番の全部を隣接する南町へ編入し、変更しようとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成 21 年 3 月 9 日としようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 13 号、町の区域の変更について御説明申し上げます。

本件は平成 14 年度より、14 年度より事業着手してまいりました、富良野都市計画事業富良野駅前地区土地区画整理事業の、換地処分を平成 3、もとい、来年 3 月に行う予定となり、駅前地区の土地形状が変更された朝日町 1 番、2 番及び日の出町 1 番、2 番の町の区域の一部を土地区画整合法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった翌日から変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議案第 14 号、富良野広域連合規約の変更について御説明を申し上げます。

本件は、平成 20 年 9 月 1 日に設立した富良野広域連合の規約を、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により変更するものでございます。

平成 21 年 3 月 31 日限りで解散を予定しております富良野地区消防組合、上川南部消防事務組合、富良野地区環境衛生組合、富良野地区学校給食組合及び富良野広域串内草地組合の事務及び財産を富良野広域連合に承継するため、富良野広域連合規約の附則に事務及び財産の承継に関して追加するもので、富良野広域連合規約を変更するためには、関係市町村議会における議決により規約を定め、北海道知事の許可を受けなければならないことから、本定例会において議決を求めようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

訂正を願います。

一般会計の、一般会計のですね、指定管理債務負担行為、債務負担行為の補正の中の限度額につきまして、限度額を「664万8,000円」と「1億2,684万円」と、申し上げるところを、「664万8,000円」、「1億2,680万円」と申し上げましたので、「1億2,684万円」と御訂正をお願いしたいと存じます。

以上でございます。

議長（北猛俊君） 以上で、提案説明を終わります。

## 散 会 宣 告

議長（北猛俊君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日から12日まで及び17日は議案調査のため、13日、14日は休日のためそれぞれ休会であります。

15日の議事日程は当日配布いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時59分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 12 月 8 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 佐 々 木 優

署名議員 東 海 林 剛